

(学位論文審査手数料の額等)

第8条 学位論文審査手数料の額は、1件につき200,000円とする。

2 前項の学位論文審査手数料は、学位論文審査の請求の際納付しなければならない。

3 理事長は、必要があると認めたときは、第1項の学位論文審査手数料を減免することができる。

(科目等履修料の額等)

第9条 科目等履修料の額は、1単位につき14,400円とする。

2 前項の科目等履修料は、理事長の指定する期日に納付しなければならない。

3 理事長は他の大学の学生が授業科目を履修する場合において、必要があると認めたときは、第1項の科目等履修料を免除することができる。

(特別聴講学生受講料の額等)

第10条 特別聴講学生受講料の額は、1単位につき11,500円とする。

2 理事長は必要があると認めたときは、特別聴講学生受講料を免除することができる。

(科目等履修資格認定料の額等)

第11条 科目等履修資格認定料の額は、9,800円とする。

2 前項の科目等履修資格認定料は、科目等履修願書に添えて納付しなければならない。

(証明手数料の額等)

第12条 証明手数料の額は、次のとおりとする。ただし、在学中の者からは徴収しない。

一 卒業証明（卒業見込証明を含む。）	1通につき	500円
二 成績証明（単位修得証明を含む。）	同	500円
三 在学証明（在学した期間の証明を含む。）	同	500円
四 進学に関する証明（調書を含む。）	同	500円

2 前条の証明手数料は、証明を受けようとする際、納付しなければならない。

(研究生授業料の額等)

第13条 研究生授業料の額は、年額12,000円とする。

2 年度の中途において入学し、又は退学した者の研究生授業料の額は、その者が当該年度中において現に在学した月数に応じて前項に規定する研究生授業料の額を月割計算した額とする。

3 理事長は、必要があると認めたときは、研究生授業料を減免することができる。

(専修生授業料の額等)

第14条 専修生授業料の額は、年額120,000円とする。

2 年度の中途において入学し、又は退学した者の専修生授業料の額は、その者が当該年度中において現に在学した月数に応じて前項に規定する専修生授業料の額を月割計算し

た額とする。

3 理事長は、必要があると認めるときは、専修生授業料を減免することができる。

(医科学研究生授業料の額等)

第15条 医科学研究生授業料の額は、年額120,000円を上限とし、区分に応じ、別に定める額とする。

2 理事長は、必要があると認めるときは、医科学研究生授業料を減免することができる。

(博士研究員登録料の額等)

第16条 博士研究員登録料の額は10,000円とする。